

## 一般会計当初予算における新規事業の状況

会計名	担当課	事業名（事業概要）	事業費
一般会計	総務課	梅沢公民館トイレ改修工事補助金	1,600
		地域防災計画概要版作成	1,980
	地域振興課 教育委員会	ホームページリニューアル	2,119
		トマス・ハッサール校の来校事業	120
		伝統芸能講師謝礼	300
		A E D 整備事業（村民体育館及び貸出用）	330
		梅沢公民館駐車場舗装工事	2,840
		小学校デジタル教科書購入	1,404

## 平成26年度からの繰り越し事業の状況

会計名	担当課	事業名称等	事業費
一般会計	地域振興課	地方創生事業（高山村まち・ひと・しごと創生総合戦略及びプレミアム付商品券）	62,554
		環境整備事業	17,280
	農政課	大雪対策支援事業	24,904
		橋りょう補修事業	10,530

  
**おしらせ**  
 information

## ふるさと納税で高山村を応援してください！

「上州高山ふるさと寄附」の特典をボリュームアップ致しました！

また、本年度から個人住民税の寄附金税額控除が1割から2割に倍増され、この申告手続も簡素化されます。

### ○ふるさと納税とは…

自分が生まれ育ったふるさとや、応援したいと思う市町村に寄附を行うと、その年の所得税及び翌年度の個人住民税から控除が受けられる制度です。

### ○ふるさと納税の仕組みは…

寄附を行うことにより、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により、寄附額のうち2,000円を超える額については、概ね個人住民税所得割の2割程度を上限として全額が控除されます。

つまり、寄附を行うことで所得税及び住民税が減税され、あたかも自分の応援したい市町村に納税したのと同じ効果になるものです。

### ○「上州高山ふるさと寄附」の特典とは…

平成27年4月1日より、「上州高山ふるさと寄附」に5,000円以上のご寄附をいただいた方には、その寄附金額の3割に相当する高山村内のほぼ全てのお店等でご利用できる「お礼券（金券）」と、2割に相当する「高山村の農産物等の特産品」を贈呈致します。

### ○高山村のふるさと納税「上州高山ふるさと寄附」の流れは…

①「寄附申込書」の提出（寄附者）



②「納入通知書」或いは、「郵便局の振替払込書」の発行（高山村）



③「寄附金」の納付（寄附者）

↓  
 ④「寄附金受領証明書」の発行及び、「お礼券（金券）」並びに「高山村の農産物等の特産品」の贈呈（高山村）  
 ↓

⑤寄附をした翌年の3月15日までに、「寄附金受領証明書」により確定申告（寄附者）

※本年度から、確定申告を行わない給与所得者等につきましては、ご寄附をいただく際に、個人住民税課税市区町村に対する寄附の控除申請を、高山村に依頼することができます。

↓  
 ⑥寄附をした年の「所得税の還付」及び、寄附をした翌年度の「個人住民税の軽減」により税金の軽減（寄附者）

### ○詳細については…

高山村役場（総務課） 0279-63-2111（内線11）へお問い合わせください。





## 高齢者の在宅生活を支えるための主なサービス

高山村では、在宅で高齢者等を介護する場合、介護保険事業以外でも永年住み慣れた自宅や地域で安心して生活が送れるように様々な高齢者福祉サービスを提供しています。

なお、サービスを受ける際には、所得や身体状況などにより自己負担額やサービス内容が異なる場合もあります。また、介護保険の事業等によるサービスが優先となる場合もありますので、ご不明な点は高山村役場住民課福祉係へお問い合わせください。

### ◎在宅なきり老人介護慰労金支給事業

日常生活に著しい支障がある在宅の高齢者等を介護し、要件を満たす方に介護の労をねぎらうとともに、在宅福祉の増進を図るため介護慰労金を支給します。

#### ①支給対象者

毎年4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日時点において次の要件をすべて満たす方を、居宅において1年以上継続して介護している方

- (1) 高山村に住所を有し、年齢が65歳以上であること。
- (2) 介護保険法による介護認定の要介護4又は5の状態が1年以上継続し、その期間中に施設等への短期入所及び入院等の通算日数が100日を超えないものであること。

#### ②介護慰労金の額

要介護4の方を介護した場合は年額26万円以内、要介護5の方を介護した場合は年額30万円以内で、支給月は6月・9月・12月・3月です。

※1回あたりの支給額（要介護4…65,000円／要介護5…75,000円）

### ◎高齢者住宅改造費助成事業

高齢者の生活の質の向上及び在宅生活の継続を支援するため、高齢者のいる世帯の住宅内の改造費を助成します。

#### ①高齢者介護用住宅改造費助成事業の対象者

- (1) 高山村に住所を有し、60歳以上で要介護2以上の介護認定を受けた高齢者がいる世帯
- (2) 生計中心者の前年所得税課税年額が8万円以下の世帯

#### ②自立高齢者等住宅改造費助成事業の対象者

- (1) 高山村に住所を有し、60歳以上で自立、要支援及び要介護1のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみからなる世帯
- (2) 前年所得税非課税の世帯

#### ③対象工事

高齢者の身体能力等から必要となるバリアフリー工事で家屋内の改造費及びこれに必然的に付随する附帯工事費用

#### ④助成率及び助成限度額

助成率は助成対象費用の6分の5 助成限度額は50万円

#### ⑤その他の事項

- (1) 高山村重度身体障害者(児)住宅改造費補助要綱による補助金を併せて交付を受けることはできない。
- (2) 介護保険制度における居宅介護(支援)住宅改修費と併用する場合は、介護保険制度の給付を優先することとする。

### ◎介護用車両購入費補助事業

ねたきり等の要介護者及び身体障がい者等を、同乗させ外出する場合に使用する車椅子仕様車両を購入する場合補助金を支給します。

#### ①支給対象

次の各号のすべてに該当する方を同乗させ通院、通所等に使用するために、車椅子仕様の車両を新車で購入する場合。

- (1) 高山村に在住し住所を有する方
- (2) 次のいずれかに該当する世帯の要介護者及び介護家族

ア おおむね65歳以上のねたきり高齢者等を抱える世帯

イ 高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第5号の1・2級に該当する下肢・体幹の障がい者、又は下肢及び体幹重複障がい者のいる世帯

#### ②補助率及び補助限度額

補助率は補助対象費用の3分の2 補助限度額は666,000円

## 人間ドック受診費補助制度について

本村では、人間ドックを受診された方に対し、下記のとおり受診費の補助を実施しています。社会保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者でそれぞれ補助額等が異なりますが、一人でも多くの方が受診され病気の早期発見・早期治療に役立て健康維持の一助にして頂ければと思います。

### <補助制度の概要>

#### 1 社会保険加入者

- ・対象者 満30歳以上で本村に住所を有する者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 10,000円を限度とする  
(1人 年度1回のみ補助)
- ・申請方法 住民課窓口に領収書・印鑑・口座番号がわかるものを持参してください。
- ・受診方法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関

#### 2 国民健康保険加入者(一般・退職)

- ・対象者 満35歳以上75歳未満で高山村の国民健康保険に1年以上加入している者、又は加入すると認められる者で国保税を完納している世帯に属する者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 30,000円を限度とする  
(1人 年度1回のみ補助)
- ・申請方法 住民課窓口に領収書・印鑑・口座番号がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。
- ・受診方法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関

#### 3 後期高齢者医療加入者

- ・対象者 群馬県後期高齢者医療被保険者で本村に住所を有し、保険料を完納している者
- ・補助対象 人間ドック
- ・補助額 1人 20,000円を限度とする  
(1人 年度1回のみ補助)
- ・申請方法 住民課窓口に領収書・印鑑・口座番号がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。なお、申請期間は4月から翌年1月末日までお願いします。
- ・受診方法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医療機関 人間ドック受託可能な医療機関
- ・その他 なお、村が実施しているご長寿健診(集団健診・個別健診)を受けた方と脳検査項目のみの脳ドックは、人間ドック受診費補助対象にはなりません。

(問い合わせ先) 役場住民課 (☎63-2111)

## 平成27年度後期高齢者医療保険料の軽減措置が決まりました

○平成26年度は、次のとおり保険料の軽減措置がありました。

軽減内容	軽減該当条件
均等割額9割軽減	(均等割額の軽減は、被保険者本人及び属する世帯の世帯主、その属する世帯の外の被保険者の総所得金額等の合計額で判定します。)
均等割額8.5割軽減	「基礎控除額33万円以下の世帯で、かつ、当該世帯の被保険者全員の各種所得が0円」の世帯
均等割額5割軽減	「基礎控除額33万円+ [24万5千円] ×同一世帯の被保険者数」以下の世帯
均等割額2割軽減	「基礎控除額33万円+ [45万円] ×同一世帯の被保険者数」以下の世帯
所得割額5割軽減	「被保険者本人の総所得金額等の合計額-基礎控除額33万円」が、58万円以下のとき
被扶養者軽減 (均等割額9割軽減)	後期高齢者医療の被保険者資格を得た日の前日まで、被用者保険(国保、国保組合は除く。)の被扶養者であつた方



○平成27年度から、下記の均等割額5割軽減と均等割額2割軽減の“軽減該当条件”が変更となりました。

均等割額5割軽減	「基礎控除額33万円+ [26万円] ×同一世帯の被保険者数」以下の世帯
均等割額2割軽減	「基礎控除額33万円+ [47万円] ×同一世帯の被保険者数」以下の世帯

### ◎在宅高齢者等自立支援ホームヘルプサービス事業

介護保険法による要介護者等に該当しない方が支援を必要とする場合、自立支援ホームヘルプサービス事業を受けることができます。

#### ①派遣対象者

- (1) 独居の方、(2) 高齢世帯の方、(3) 昼間介護者のいない方、(4) 40歳以上65歳未満で介護を必要とする方、  
(5) 介護を放棄されている方、(6) 災害により介護を必要とする方、(7) その他村長が必要と認めた方

#### ②サービス内容

- (1) 家事に関すること、(2) 相談、助言に関すること

#### ③派遣回数

週2回程度で、1回の訪問時間は1時間程度とする。

#### ④利用料

1回（1時間）150円、1時間を超える場合30分ごとに50円加算

### ◎自立支援デイサービス事業

介護保険法による要介護者等に該当しない方が支援を必要とする場合、自立支援デイサービス事業を受けることができます。

#### ①利用対象者

- (1) 独居の方、(2) 高齢世帯の方、(3) 昼間介護者のいない方、(4) 介護を拒否しているが、支援を必要とする方、(5) 40歳以上65歳未満で支援を必要とする方、(6) 介護を放棄されている方で、支援を必要とする方、  
(7) 災害により支援を必要とする方、(8) その他村長が必要と認めた方

#### ②サービス内容

- (1) 基本事業 生活指導、日常動作訓練、養護、健康チェック、入浴サービス

- (2) 加算事業 送迎、給食サービス

#### ③利用回数

1週間に1回程度とする。

#### ④利用料

基本料500円、送迎加算100円（食事代は実費相当額が必要となります。）

### ◎ショートステイ事業

高齢者を一時的に養護する必要がある場合に、一時的に特別養護老人ホーム又は養護老人ホーム等を利用できます。

#### ①利用対象者

おおむね65歳以上（65歳未満で初老期痴呆に該当する場合も含む。）で、家族の介護を受けている方。ただし、精神保健法、伝染病予防法等の法律の規定に基づいて医療機関で医療を受ける必要があると認められる方は対象となりません。

#### ②利用期間

原則として7日間以内

#### ③利用料

飲食物費相当額

### ◎温泉割引使用証明書発行事業

温泉事業者のご協力により、満70歳以上の方がふれあいプラザといぶきの湯の使用料を割り引いて利用できる割引使用証明書を発行します。（紛失された方は再発行します。）

ふれあいプラザ：通常500円を300円／いぶきの湯：通常300円を200円

### ◎ぐーちょきシニアパスポート事業（県実施事業）

群馬県では、高齢者の積極的な外出を促すために、協賛店舗に提示すれば割引などの優遇措置が受けられる「ぐーちょきシニアパスポート」の配布を実施しています。

#### ①対象者

県内に住所を有する65歳以上で、配布を希望する方

#### ②配布場所

役場住民課窓口（運転免許証など本人確認ができるものを持参してください）

#### ③サービス内容

協賛店舗によってサービス内容は異なります。協賛店舗とサービス内容の一覧を希望される方には、パスポート配布の際に併せてお渡しします。

※詳しくは役場住民課、もしくは県庁介護高齢課（027-226-2576）までお問い合わせください。

### ◎紙おむつ等給付事業

在宅の療養者である家族の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を支援するため、紙おむつ等の給付を行います。

#### ①給付対象者

- 高山村に住所を有する在宅の排尿及び排便行為に支援を要する方で、次の各号のいずれかに該当する方
- (1) 介護保険法による介護認定の要介護1以上に該当する方
- (2) 高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する3級以上の障害にある方
- (3) 療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受け、その判定がAの方

#### ②現物給付の限度額

1ヵ月あたり、要介護1及び2の方が3,000円以内、その他の方が5,000円以内。

### ◎寝具等クリーニング利用券支給事業

在宅の療養者である家族の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を支援するため、寝具等のクリーニングに使用できる利用券の支給を行います。

#### ①給付対象者

- 高山村に住所を有する在宅の介護を要する方で、次の各号のいずれかに該当する方
- (1) 介護保険法による介護認定の要介護1以上に該当する方
- (2) 高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する3級以上の障害にある方
- (3) 療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受け、その判定がAの方

#### ②利用券の限度額

1ヵ月あたり、5,000円（村が指定する業者でのみ使用可能）

### ◎ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業

高齢者のみの世帯の高齢者の健康保持及び孤独感の解消、並びに地域社会との交流を深めるため、配食サービスを行います。

#### ①配食対象者

高山村内に住所を有する65歳以上の高齢者のみの世帯の方

#### ②配食の方法

昼食を月曜日から金曜日（祝祭日等は除く。）の希望する日に社会福祉協議会の職員又はボランティアいぶきの方がご自宅にお届けします。

#### ③利用料金

1食300円（利用者負担額）

### ◎緊急通報システム設置事業

虚弱なひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報システムを設置します。

#### ①設置対象者

高山村に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- (1) おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者

- (2) ひとり暮らしの重度身体障がい者

- (3) その他村長が必要と認めた者を抱える高齢者のみの世帯

#### ②設置費用及び利用料

全額村が負担（村の指定業者が設置）

### ◎高齢者バス回数券割引事業

交通弱者の高齢者が代替バスを利用する場合、回数券を割り引いて販売します。

#### ①対象者

高山村に住所を有する65歳以上の方

#### ②販売価格

通常価格3,000円を2,000円で販売します。

◎保育所運営事業

保育に欠ける幼児を保育するため、保育所を設置・運営します。

階層区分及び定義 (入所申込時)		保育料(月額)円		
		3歳未満	3歳以上	延長する場合
第1	生活保護法による被保護対象者(単給対象者を含む)	0	0	0
第2	住民税非課税対象者	5,000	2,000	1,000
第3	住民税課税対象者 均等割のみ	9,000	4,000	2,000
第4	64,000円未満	14,000	7,000	3,000
第5	64,000円以上 160,000円未満	23,000	12,000	4,000
第6	160,000円以上 408,000円未満	32,000	13,000	5,000
第7	408,000円以上	41,000	16,000	6,000

- 1 階層を区分する定義の住民税は、幼児保護者の都道府県市町村民税合計額とする。
- 2 世帯第2子以降の児童を保育所へ入所させる場合、次の軽減措置を行う。
  - (1) 幼児数は、年齢の高い順から数える。
  - (2) 世帯第2子の児童 2分の1
  - (3) 世帯第3子以降の児童 10分の10
- 3 3歳未満の入所幼児については、3,000円を限度として、同一階層の3歳以上児保育料と同額まで、その保育料を軽減する。
- 4 幼稚園児で朝のみ利用する場合は、階層区分なく1ヶ月2,500円とする。
- 5 一時預かりの場合は、階層区分にかかわらず3歳未満児日額1,000円、3歳以上児日額500円とする。利用日数は月14日以内とする。
- 6 上記2及び3の軽減は、4及び5には適用しない。

◎子育てサロン

民生委員・児童委員さんによる子育てサロンが毎月第2水曜日の午前10時00分から保健福祉センター内の児童館で開催されます。参加費は無料で楽しい遊具で遊んだり、新しいお友達作りの場としてご利用ください。(※会場の都合により日程が変更となる場合があります。)

◎子育て支援センター

交流施設 なごみにおいて毎週火・木・土曜日に子育て支援センターが開設されます。同世代のお子さんをもつお母さん達でお気軽にご利用ください。  
 ・ご希望があれば食事推の方が昼食を用意していただきます。(1食100円)  
 ・隔週で木曜日は手作りのおやつを用意してお待ちしています。(1食100円)

◎要保護児童対策地域協議会

保護者のない児童又は保護者に監護されると不適当であると認められる児童の適切な保護、又は保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦への適切な支援を図るために、高山村要保護児童対策地域協議会が設置されています。

・虐待かもと思われる事　・育児での悩み事　・その他児童に関して気になる事等があればご相談ください。

◎各種保健事業

保健センターにおいて、胎児期を含めたお子さんの健康を守り健やかな成長のための各種健康診査、いろいろな病気からお子さんを守る予防接種、安心して育児にのぞめるよう支援する相談、教室を実施しています。  
 ことばが遅い、発達が気になる等の心配があるお子さんは専門家による相談や教室が受けられますのでご相談ください。

他に、赤ちゃんが欲しい人が特定不妊治療を受けた場合の治療費や高校三年生までの者のインフルエンザ予防接種費用の一部を助成しています。

子育て支援に関する詳細は下記にお問い合わせください。

- 高山村役場住民課 63-2111 ●高山村保健福祉センター 63-1311
- 高山村保育所・児童館 63-2812 ●児童相談所 0570-064-000

## 高山村の子育て支援サービス

高山村では、安心して子育てができるように子育て支援策を実施します。住民課が扱う主なサービス内容を下記のとおり紹介いたしますので参考にしてください。

◎児童手当

1. 支給対象者  
中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方
2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校終了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

3. 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、認定請求書を提出すること(申請)が必要です。申請はお早めにお願いします。

※認定請求に必要な添付書類

- ・健康保険被保険者証の写し
- ・児童手当用所得証明書(必要に応じ)
- ・手当振込先の通帳(請求者名義)

●現況届(毎年6月に提出)

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合には、6月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※現況届に必要な添付書類は認定請求と同様です。



◎出産祝金支給事業

出産を祝し、次代を担う児童の確保を図るとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減と児童の健全育成を目的として出産祝金を支給します。

1. 支給対象者

- (1) 出産時において本村に住民登録がされていて、引き続き本村に居住しようとする方
- (2) 新生児を出産して養育をする父母

2. 出産祝金の額

- (1) 第1子及び第2子は200,000円
- (2) 第3子以降は300,000円



◎児童館(学童保育)運営事業

昼間保護者等がいない家庭の小学校児童の健全育成対策の充実を図るために、児童館を設置・運営します。(本年度から対象児童は、1年生から6年生までとなりました。)

利用料は無料ですが、おやつ代は保護者の負担となります。

